

【整理番号 5】

第 5 回 京都府丹後地区絹織物業最低工賃専門部会 議事要旨

令和 7 年 3 月 11 日

開催日時	令和 7 年 3 月 10 日（月）午後 1 時 30 分～午後 3 時 15 分（105 分間）
場 所	京都労働局 6 階会議室
出席状況	公益代表委員 出席 3 名 欠席 0 名 家内労働者代表委員 出席 3 名 欠席 0 名 委託者代表委員 出席 3 名 欠席 0 名
主要議題	1 第 4 回京都府丹後地区絹織物業最低工賃専門部会での意見確認 2 西陣織工業組合提出資料説明 3 京都府丹後地区絹織物業最低工賃の枠組みの決定について
<p>議事要旨・議事録</p> <p>本会議は <公開・非公開></p> <ol style="list-style-type: none">1 部会長から第 4 回最低工賃専門部会（以下、「第 4 回部会」という）での委員意見、進行内容、とくに西陣織工業組合推薦の委託者側委員（以下、「西工委託者委員」という）から先染めの帯に関する最低工賃について、次回、新たな枠組みの提案を行いたいとの要望があった等のまとめが述べられた。2 西工委託者委員から先染めの帯に関する最低工賃について、現行の織機の規格に基づく枠組みではなく、帯の丁数に基づく枠組みを提案する意見書が提出され、説明がなされた。また、正絹着尺について金額が提示された。併せて、帯の金額については金額審議において今後提案するものの、現行の最低工賃決定時とは実態が変化しており、現行の最低工賃額を前提とした下限金額は受け入れられない、との意見が表明された。3 丹後織物工業組合推薦の家内労働者側委員（以下、「丹工家内労働者委員」という）から家内労働者の労働条件の向上、生活の安定を図るとの家内労働法の趣旨を尊重した改正が前提であり、枠組みを変えたとしても現行の最低工賃額が下限であることが議論の前提との意向が示され、同趣旨のもと制度上の確認が丹工委託者委員からも部会長に対し行われた。4 部会長から新たな枠組みを設定する場合であっても、現行の最低工賃の金額が実質的に切り下げとなることのない金額の設定が法令上、必要である旨説明された。5 丹工家内労働者委員から先染めの帯に関する最低工賃の枠組みについて、帯の丁数を基にすることについて、同意する意向が示される一方、改めて現行の最低工賃額が下限であること、また、仕様書などが正しい数字を記載され、確実に家内労働者に提示されることの担保が必要との意見が出された。 <p style="text-align: right;">（次葉に続く）</p>	

- 6 部会長から後染めと正絹着尺の枠組みについて委託者、家内労働者双方に枠組みの確認があり、開口装置、品目の規格を含め現行最低工賃の枠組みのまま金額審議することで合意された。
- 7 丹工家内労働者委員から後染めについての金額が表明された。正絹着尺については、西工委託者委員が提示した金額アップの比率に疑問を呈し、丹工として検討のうえ金額を表明する旨、意向が示された。
- 8 西工委託者委員から丹工と先染めの帯、正絹着尺についての金額に関し、自主的な協議を行いたい旨、意向が示され、了承された。併せて、後染めの金額については、丹工の委託者、家内労働者間で協議することで了承された。
- 9 部会長から先染めの帯は帯の丁数に基づく枠組みとすること、正絹着尺、後染めは現行の枠組みのままとすること、第6回部会前に自主的な協議を実施のうえ、第6回部会において、先染め、後染めの金額のすり合わせを行うこと、金額の自主的な協議に当たっては、現行の最低工賃の金額が実質的に切り下げとなることのない金額を下限とすることのまとめが表明され、異議なく終了した。
- 9 第6回専門部会は、令和7年度第1・四半期に開催すべく日程調整することとなった。

以上